

物価・賃金・生活総合対策本部の設置について

〔令和4年6月21日
閣議決定〕

1 足下の原油価格や物価の高騰による国民生活や経済活動への影響に緊急かつ機動的に対応し、賃金の上昇を通じてコロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとするべく、関係行政機関の緊密な連携の下、総合的な検討を行うため、内閣に、物価・賃金・生活総合対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。なお、公正取引委員会委員長の出席を求めるものとする。

本部長	内閣総理大臣
本部長代理	内閣官房長官
	内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
本部員	孤独・孤立対策担当大臣
	内閣府特命担当大臣（地方創生）
	内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
	総務大臣
	財務大臣
	文部科学大臣
	厚生労働大臣
	農林水産大臣
	経済産業大臣
	国土交通大臣
	環境大臣

3 関係行政機関相互の機動的な連携を図るため、物価・賃金・生活総合対策本部幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で本部長の指定する官職にある者とする。

4 本部の庶務は、内閣府等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

5 前各項に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。